

# 決済用普通預金規定

株式会社山梨中央銀行

(2023年8月1日現在)

## 1. (決済用預金の定義)

- (1) 決済用預金とは、①無利息(当行とお客さまとの間で利息を付さないことを約定した場合)、②要求払い預金(預入期間が決まっておらず、いつでも払戻ができる預金)、③通常必要な決済性サービスが利用可能、の3つの要件を満たす預金であり、預金保険制度による全額保護の対象となります。
- (2) 決済用普通預金(総合口座を含みます)は、決済用預金に該当します。
- (3) 決済用普通預金(総合口座)の定期預金は、決済用預金に該当しません。

## 2. (利息)

決済用普通預金(総合口座を含みます)には、普通預金規定第6条または総合口座取引規定第8条に基づく利息の組み入れはありません。

## 3. (普通預金規定または総合口座取引規定の適用)

決済用普通預金(総合口座を含みます)の取扱いは、利息に関する規定を除いて、普通預金規定または総合口座取引規定を適用します。

## 4. (変更)

- (1) ご利用中の普通預金(総合口座を含みます)を決済用普通預金の取扱いに変更する場合は、決済用普通預金取扱依頼書の提出を受け、次のとおりとします。
  - ①未払いの普通預金利息がある場合は、取扱日以降最初に到来する利息の組入日(2月または8月の当行所定の日)に、決済用普通預金に組み入れます。
  - ②総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息は、切替時には清算いたしません。  
毎年2月または8月の当行所定の日、総合口座取引規定第11条(貸越金利息等)および山梨中銀カードローン取引規定(総合口座型)第5条(利息、損害金等)に基づきお取扱いいたします。
- (2) 決済用普通預金から普通預金へ変更する場合は、改めて決済用普通預金取扱依頼書の提出が必要になります。

## 5. (規定の変更等)

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上